

群馬県居住支援サービス連絡協議会会則

(名称)

第1条 本会は群馬県居住支援サービス連絡協議会と称し、事務局を認定 NPO 法人じゃんけんぽんに置く。

(所在地)

第2条 本会を次の所在地に置く。群馬県高崎市棟高町 954-8

(目的)

第3条 本会は群馬県内の居住支援法人が相互に連携を図り、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援や諸課題を協議し、円滑に入居の促進を図る。もって群馬県における福祉の向上と安心して住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。
又、群馬県居住支援協議会と常に連携を図り、現場での課題、建設的提案等相互に情報共有を図ることを併せて目的とする。

(活動)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- ・ 群馬県内の居住支援サービス事業者が定期的に情報交換を行う。
 - ・ 住宅確保要配慮者の円滑な入居の促進を図るとともに入居後の支援を行う。
 - ・ 群馬県内の住宅確保要配慮者のニーズの発掘に関して情報共有を行う。
 - ・ 群馬県内の不動産関係者の協力推進化を図る。
 - ・ 群馬県内で居住支援法人の指定を受けようとするものに適切な支援を行う。
 - ・ 居住支援サービスの向上のための研修事業を行う。
- その他、会の目的を達成するために必要な活動を行う

(会員)

第5条 本会の会員は次の2種類とする。

- ・ 会の目的に賛同し入会した者
- ・ その他、会長が認めた者

2) 現会員は別表のとおりとする。

3) 本人の意思による退会の申し入れは随時可能とする。本会による除名措置が必要となる場合は役員会での議決をもって決定する。

4) 本会の会員は年会費 1 万円を納入しなければならない

入会初年度については年会費を無料とする。

年度途中などいかなる理由の退会においても、年会費の返金はない。

(役員)

第6条 本会の次の役員を置く

①会長 1名

会長は会員の互選により多数決で選出する。

会長は本会を代表しその業務を統括する。

②副会長 1名以上

副会長は会長の指名による。

副会長は会長を補佐し、会長が事故等で職務を遂行できないときは代行する。

③監事 1名

監事は本会の業務執行状況又は財産の状況を監査する。

④事務局 1名

事務局は会長の指名による。

事務局は、会長の指示のもとに適正な会計事務及び連絡調整などを行う。

2) 役員の任期は2年とする。

役員は再任される事が出来る。

補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(運営)

第7条 総会は構成員の過半数をもって成立とする。

定期総会は前事業年度終了後3カ月以内に行う。

会長の選任、事業計画・事業報告(予算・決算等)の承認等は総会を開催し、出席者の過半数の同意をもって決定する。

(事業年度)

第8条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計)

第9条 本会の会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳する。

細部の経理方法の取り決めが必要となる場合は、本会の会計細則にて別に定め、適正に運用する。

(残余財産の処分)

第10条 本会が解散(合併及び破産による解散の場合を除く。)したときに残存する財産は、国または地方公共団体または群馬県内の居住支援の普及を推進する者のうち、総会に出席した会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(改正)

第11条 この会則は会員の過半数の同意をもって改正することができる。

(その他)

第12条 前条までに記載のない事項については、必要に応じ会長の呼びかけにより役員または会員で適宜協議の上、決定するものとする。

附則

この会は2022年2月7日に設立し、この会則は2022年2月7日から施行する。

この会則は2022年7月12日に一部改正する。

この会則は2023年5月26日に一部改正する。